

## 皆保険制度を損なう「患者申出療養」に反対する

2014.6.24

佐賀県保険医協会

会長 藤戸 好典

混合診療の解禁は、憲法に基づき国民の健康権を保障した国民皆保険制度の原理原則を損なうものであり容認できない。

「患者申出療養」は、医学的知識の乏しい藁にもすがる思いの患者に、自己責任で混合診療を認める仕組みであり、保険外併用療養として現在認められている「評価療養」や「選定療養」とは大きく異なり、混合診療のなし崩し的な解禁である。

現在認められている「評価療養」は臨床研究段階の先進医療・治験医薬品等であるが、これに至らない臨床研究「未満」段階の医療を短日時に判断するのは、その安全性・有効性の確認に大きな疑問符がつく。

患者にとって必要なのは、安全で有効な治療法をいち早く確立しそれを標準医療として保険導入することである。また混合診療原則禁止を堅持した上で、患者が支払う自己負担金を引き下げることである。

現在行われている混合診療拡大の議論は、患者の治療のためというよりは、それによって民間保険の市場拡大を目論む者の声に押されたものと感じられてならない。

以上